

労働者派遣法に基づく情報提供について（2023 年度実績）

■ マージン率について

株式会社クリエイト 派遣・紹介事業部 ※許可番号(派 13-310584)
立ち上げ準備期間中の為、実績無し。

労働者派遣事業の状況について（本社）

◎派遣労働者の数：0 名

◎派遣先の数：0 件

◎労働者派遣に関する料金の平均額（8 時間）：0 円

◎労働者派遣の賃金の平均額（8 時間）：0 円

◎マージン率：0%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

◎教育訓練に関する事項：マナー研修、e-ラーニング等

◎雇用安定措置を講じた人数：0 名

◎待遇決定方式：労使協定方式

◎労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

◎労使協定の有効期限の終期：

2023 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日（2 年）※局長通達の内容により改定

一番多くを占めるのが派遣労働者の給与で、料金総額の約 70.3%程度です。次いで、派遣労働者の雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料が、約 15.9%程度です。（※注 1 ※注 2）

また、派遣労働者が有給休暇を取得する際に、就業先に、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、派遣労働者の雇用主としての賃金支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれます。その他、会社の管理担当者の人件費、営業所、面接会場賃貸料、募集費用等をはじめとする諸費用がかかることから、これらを全て差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。都合により料金が回収されない場合でも、会社は派遣労働者に賃金を支払う義務を負っています。

注 1 労災保険 0.3%、雇用保険 0.6%、健康保険約 4.9%、介護保険 約 0.9%（40 歳以上の割合約 67%）、厚生年金保険 約 9.2%（2021 年 5 月末時点）、これらが料金全体に占める割合は合計約 15.9%となります。

注 2 所得税や社会労働保険料の個人負担分については、会社が派遣労働者に代わって国や地方自治体に納付するため、それらを差し引いた金額を派遣労働者に給与として支払います。

労働者派遣事業許可番号：(派 13-310584)

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-2-13 クリエイト本社ビル
株式会社 クリエイト 派遣・紹介事業部